

出張報告書

下 関 市 議 会 議 長 殿

令和6年(2024年)10月4日

<p>職氏名</p> <p>総務委員会</p> <p>委員長 河野 淳一</p> <p>副委員長 早川 幸汰</p> <p>委員 林 真一郎</p> <p>委員 安岡 克昌</p> <p>委員 片山 房一</p> <p>委員 星出 恒夫</p> <p>委員 井川 典子</p> <p>委員 下村 秀樹</p> <p>委員 宮野 直樹</p> <p>議会事務局</p> <p>議事課主査 花谷 禎久</p> <p>議事課主任主事 安田 雄一</p>	<p>用 務</p> <p>所管事項調査</p> <p>1. 横須賀市犯罪被害者等基本条例について</p> <p>2. つくばスーパーサイエンスシティ構想について</p> <p>3. 個別避難計画の策定について</p> <p>4. 防災先進都市を目指す取組について</p>
<p>期 間</p> <p>令和6年7月31日から</p> <p>令和6年8月 2日まで</p>	<p>出張先</p> <p>神奈川県 横須賀市</p> <p>茨城県 つくば市・常総市</p>

令和6年度総務委員会の活動方針に沿い、所管事項の調査・研究の充実を図るため、神奈川県横須賀市において、横須賀市犯罪被害者等基本条例について、茨城県つくば市において、つくばスーパーサイエンスシティ構想について、また、同県常総市において、個別避難計画の策定及び防災先進都市を目指す取組について、それぞれ先進地視察を実施したので、その概要を報告する。

1. 横須賀市犯罪被害者等基本条例について

【神奈川県 横須賀市】（人口 約38万8千人 面積 約100km²）

神奈川県南東部、三浦半島中央部に位置し、三方を海で囲まれる海洋都市。江戸時代には浦賀奉行所が置かれた海の要衝。幕末にはペリーの黒船が来航し、明治初期には横須賀製鉄所が築かれた近代日本の発祥の地。戦前は日本最大の軍港都市として発展し、現在も自衛隊や米軍の基地が立地。旧日本海軍の海軍カレーを復元し、カレーの街として発信している。

【出席者等】

横須賀市

市民生活課防犯生活安全係 笠倉 係長（神奈川県警からの派遣職員）

横須賀市議会

議会事務局 島崎 次長（総務調査課長）、同局 引口 主査

【調査概要】

横須賀市役所の委員会室において、視察の冒頭、議会事務局島崎次長から挨拶をいただき、河野委員長の答礼後、所管部局から横須賀市犯罪被害者等基本条例の執行状況等について説明を受け、質疑応答を行った。

1. 横須賀市犯罪被害者等基本条例について

(1) 条例の制定について

ア 条例制定の経緯及び背景

はじめに、議会として積極的に条例の制定、市長への政策提言を行っていくための常設の検討組織として、平成29年5月に政策検討会議（任期：1期4年間）が設置された。

犯罪被害者等基本条例の制定はこの会議における実行計画に位置づけられた政策立案課題の一つとして選ばれたものである。

イ 条例制定のプロセス

政策検討会議において条例づくり等の政策提案が行われた検討課題について、協議検討を行う課題別検討会議を設置し、以下の事項を協議している。

- ①条例を所管する部局、専門家や関係者からの説明聴取
- ②条例素案策定（条例を所管する部局が会議に出席）
- ③課題テーマに関する広報広聴会の開催
- ④条例議案に対するパブリック・コメント回答案の作成

①について犯罪被害者等基本条例検討協議会では、1年半にわたって延べ20回の会議を行っており、主な協議内容は犯罪被害者等支援に関する神奈川県警からの説明聴取、犯罪被害者ご遺族からのヒアリング、犯罪被害者からのヒアリング、性暴力被害者支援に関する専門家（神奈川県立保健福祉大学社会福祉学科長）からの説明聴取等である。また、④のパブリック・コメントを実施する前には非公式の場で、条例素案について、全議員に対して説明会を行っている。

その後、令和3年12月定例会で条例議案を提出し、可決。令和4年4月1日から条例が施行された。

(2) 条例について

ア 犯罪者基本条例の枠組み

条例の下に要綱を5つ定めている。

- ・見舞金支給要綱
- ・日常生活支援実施要綱
- ・緊急避難場所提供事業実施要綱
- ・カウンセリング実施要綱
- ・法律相談実施要綱

イ 見舞金支給要綱の制定

先進市であり、隣接する横浜市の支援内容と同じ内容とすることで、住民の格差を生まないようにしている。

(3) 条例の執行状況について

ア これまでの実績

令和4年度、相談件数は160件、見舞金1件、令和5年度、相談件数は198件、見舞金14件、日常生活支援（転居費用）1件、法律相談2件となっている。

見舞金の増加については、令和4年度は「不同意わいせつ罪」を支給の対象としておらず、令和5年度から支給対象としたところ増加したものと考えられる。

(4) 主な取組

ア 関係課長会議を開催

犯罪被害者等関係課長会議設置要綱により、関係課長会議を設置し、犯罪被害者等支援に係る課題についての情報交換、対応方法について検討を行うため、毎年1回、関係課長会議を開催している。

該当する被害者を取り扱った際のいわゆる「たらい回し」とならないよう連携について確認することを目的としている。

イ 被害者相談専用の部屋を確保

犯罪被害者の方に手続のため市役所へ来庁いただく際、人目が気になる方へ配慮するため、被害者相談専用の部屋を確保し、部屋の中に人形を置き、花を飾るなど、少しでもリラックスできる環境づくりに取り組んでいる。

ウ 周知活動の実施

- ・学校、県下の警察署（54警察署）へのリーフレット等の配布
- ・警察署への説明会

- ・防犯ボランティアへの説明
- ・市職員向け研修会

エ 啓発活動の実施

令和4年1月13日に、横須賀市安全安心まちづくり推進連絡協議会主催の防犯講演会において、「犯罪被害者等への理解を深める講演会」を開催。

毎日新聞記者の川名壮志氏を迎えて、「犯罪被害者と隣人」と題した講演を実施し、犯罪被害者への理解を深めるパネル展示を行っている。

(5) 今後の課題等について

ア 被害者の経済的負担の解消

犯罪の被害者や遺族に国が支給する給付金の最低額がこれまでの320万円から1,060万円に引き上げられ、国も犯罪被害者に対する支援に力を入れるようになっている。神奈川県においては、令和6年4月1日より犯罪被害者への見舞金を開始し、制度の内容としては、遺族に70万円、犯罪被害者に70万円、重症病被害者に40万円、健康見舞金として20万円となっている。横須賀市は遺族への見舞金が30万円であるため、神奈川県の70万円と合わせると100万円となっている。

イ 条例を制定している市、制定していない市での被害者格差

神奈川県33市町村中、条例を制定し運用しているのが10市町村(30.3%)しかなく、同様の犯罪被害にあっても見舞金等の支援が受けられない市町村が多くある。

ウ 弁護士制度の拡大

国や県が裁判になる事件につき、必ず弁護士をつけるようにしてほしい。

犯罪の被疑者は逮捕される際に国選弁護人制度があるのに対し、被害者にはそれがない。

【主な質疑応答】

Q 要綱で定める支援については、全て警察への届け出がないと受けられないのか。

A 全てのメニューにおいて警察への被害届が必要である。市の職員では、事件の認定ができないため被害届を警察に出し、事件として認定してもらう必要がある。

Q 相談もできないということか。

A 相談は可能であるが、「警察に被害届を出してください」と案内するようになる。

Q 性犯罪が多くなってきており、被害者は言い出しにくい面もあると思うが、相談し

やすくなるような工夫をされているか。

A 親が気づいて、警察に連れていき支援につながるケースもあれば、保健室の先生やスクールカウンセラーの方から相談があることもある。また、児童相談所からの相談を受けることもあるので、子どもの相談を受ける可能性があるところに周知活動を行っている。

Q 横須賀市は警察の職員の方が窓口対応されているが、一般の市の職員が対応するのは難しいと思うのだが、いかがか。

A 横須賀市のような警察の職員がいない自治体がほとんどであると思う。まずは、関係各所との顔の見える関係を構築すること、日頃から情報交換しておくことが重要であると思う。

神奈川県では被害届を出せない方、出すことを躊躇している方が匿名でも相談できる「かならいん」という相談電話がある。そういったところが認知して警察につなげ、支援につながるということもあるので、民間も含めいろんなところに市の取組を周知しておく必要がある。

Q 令和4年（198件）、令和5年（160件）と相談件数があるが、被害者からの直接相談が初動として多いのか、あるいは関係者や周りの方からの相談で支援につながっているのか。

A 犯罪被害者本人が調べて自ら相談することはほぼない。被害届が前提となるため、警察署の方が市の支援に該当するのではないかと連絡があることから、関係機関との連携が大事。

また、相談件数（198件）の中身は、特殊詐欺の被害に遭ったという相談や関係機関からの問い合わせも含めた件数であるため、純粋に犯罪を受けた被害者の方で、支援につながるケースは1割程度である。

Q 支援があって救われたという声は被害者の方からの声か、周りの方からこういう支援があってよかったねという声なのか。

A 被害者の方からの声である。実際に被害に遭われた方で、見舞金がPTSDになり精神科に通うための足しにでき、非常にありがたいという言葉が数件あった。

Q 下関市でこれから条例をつくっていくにあたり、アドバイスをいただいた性犯罪の部分とその他に議論をした方がいいとか、入れた方がいいというものがあればお願いしたい。

A 犯罪被害に遭われた方で食事が作れなくなってしまった方に対し、デリバリー等で食事を取ってもらい、レシートや領収書を確認し、支払いを支援するというのをやっている市町村もある。犯罪被害者の方は家事・介護をあまり人に頼みたくないが、食事であれば助かるというニーズがあるのかもしれない。サポートになると思う。

Q 交通事故の被害者についても見舞金、その他制度の適用はあるのか。

A 故意の犯罪行為が支援の対象となることから、交通事故では「危険運転致死傷罪」

に関するものに対しては、条例上、死亡事故になってしまった場合に対象になる。

Q 県と市の連携はどのようになっているのか。

A 県のほうで支給対象となれば、市でも支給対象になる場合が高い。逆に市で支給対象となれば、県の方でも対応している。神奈川県ではほぼ併給できるようになっている。

Q 横浜市の支援の内容が充実しているとのことであるが、そのほかはどうか。

A 相模原市の場合「重傷病支援金」があり、加療1か月以上、入院3日以上で10万円、入院要件なしで5万円の2つのパターンがある。ほとんどの市では入院3日以上が要件となっていることから、相模原市では入院要件なしで5万円の支給がある。

Q 市の職員ではなく、警察の職員の立場として被害者と対応するなかで、支援があつて充実したほう方がいいというお考えか。

A より充実したほうがいい。手続自体は10分から15分であるが、話を聞いてあげることが大事。



横須賀市視察：早川総務副委員長挨拶



横須賀市視察：議場

2. つくばスーパーサイエンスシティ構想について

【茨城県つくば市】（人口 約26万2千人 面積 283km²）

県の南西部に位置する。北は筑波山、東は霞ヶ浦、南は牛久沼に囲まれた田園都市と、筑波大学や国の研究施設が集まる研究学園都市の2つの性格を持つ。学術研究、専門・技術サービス業が盛んだが、米と野菜を軸に農業も行われる。つくばエクスプレスで秋葉原まで45分の距離にあり、沿線の住宅開発が続き、人口も増加を続けている。

【出席者等】

つくば市

政策イノベーション部科学技術戦略課

中山 課長、同部 金塚 係長、同部 藏内 主事

【調査概要】

つくば市役所の委員会室において、視察の冒頭、政策イノベーション部科学技術戦略課中山課長から挨拶をいただき、つくばスーパーサイエンスシティ構想について説明を受け、質疑応答を行った。

1. つくばスーパーサイエンスシティ構想について

つくばスーパーサイエンスシティ構想実現のため6つの分野（移動・物流、行政、医療、防災・インフラ・防犯、デジタルツイン・まちづくり、オープンハブ）で先端的サービスを実装。

(1) 策定の経緯

ア つくば市のあゆみ

- ・ 1963年 筑波研究学園都市建設を閣議了解
- ・ 1980年 研究学園都市概成
- ・ 1987年 つくば市誕生（3町1村合併）
- ・ 2011年 国際戦略総合特区に指定
- ・ 2013年 研究学園都市50周年
- ・ 2018年 SDGs未来都市に選定
- ・ 2022年 スーパーシティ型国家戦略特区に指定（全国2都市）

イ 筑波研究学園都市の成り立ち

筑波研究学園都市は、法律（筑波研究学園都市建設法）でできており、研究学園都市は全国に2か所ある。筑波研究学園都市の他に「けいはんな学研都市」がある。

この法律の目的は、科学技術の振興と高等教育の充実、東京の過密対策となっている。

つくば市の一番の特徴は、科学の町というところで、住民の科学に対するリテラシーが非常に高いという特徴がある。毎年、公道を2km程度自立走行するロボットコンテスト「つくばチャレンジ」の開催や公道上でセグウェイを走らせてみたり、住宅街でドローンを飛ばすなど、理解があるからこそできる取組であると思っている。

こういった取組に対し、様々な企業がスポンサーとなり、ロボット人材が育ってきている状況となっている。

また、首長の考えとして、各自治体で実証実験が多く行われているが、その先の実装につながる枠組みが足りていない。キーワードは Beyond PoC。PoCをしっかりと進められる環境と、その先の実装をする場所がセットになってはじめてPoC拠

点としての価値が増す。実装できる街をきちんと作っていき、そこにスタートアップ企業などがしっかり絡みながらビジネスとして持続可能な形で社会実装を進めていきたい。それが巨額の国費を投じて建設された研究学園都市の使命。

(2) 概要

ア つくば市の市勢

つくば市は過去35、6年人口が増え続けている。つくばエクスプレスが約20年前に通ってからさらに増加傾向となり、近年は年間4,000人、5,000人程度増えている。令和6年4月1日現在、256,222人。

また、市内には政府系の研究機関が29、民間も合わせると大体150位あり、研究者は2万人程度いる。

外国人は12,000人、150か国くらい。留学生と研究者が多い。

大学は筑波大学を中心に市内に3つあり、18,000人の大学生がいる。

イ つくば市が抱える問題①

都市と郊外の二極化

- ・道路延長約3,700km（北海道に次ぐ全国第2位の長さ）
- ・買い物、病院などが中心地区やつくばエクスプレス沿線に集中
- ・高齢者、若年者の偏在

ウ つくば市が抱える問題②

多文化共生の不備

居住する12,000人（約150か国出身）の外国人が、必要な情報にアクセス困難

エ つくば市が抱える問題③

都市力の低下

- ・研究学園都市建設から約60年経過、市内のインフラが一斉に老朽化
- ・向こう40年間で9,920億円の費用との試算

オ つくば市が抱える問題④

市民と科学技術の乖離

令和5年度に実施したつくば市民への意識調査において「”科学のまち”に恩恵を感じることもあるか」という問いに対し、「あまりない」、「ない」と回答した人が50%を占めた。

カ つくば市がスーパーシティを目指した背景

つくば市や世界が抱える「課題」の根源である都市の本質的「問題」の克服、都市機能の高度化のためのデジタル化（DX）への対応の遅れを認識し、大学・研究機関、企業、住民とともに大胆な規制・制度改革やデータ連携を通じて実証実験ではなく、生活全般にわたり先端的サービスを実装し、社会の在り方を根本から変えるような未来都市を創出することを目指し、スーパーシティにトライすることとした。

キ スーパーシティ構想の推進体制

市長を本部長とする「つくば市スマートシティ推進本部」が推進役となり、つくばスマートシティ協議会、公募で選定した連携事業者、その他連携機関と緊密な連携・協力関係を構築の下、スーパーシティ構想実現に向けて全庁横断的に取り組んでいる。

ク インクルーシブな社会の実現

AIロボットやデジタル技術を社会に入れていくことで、投票所に行けない。買い物ができない。教育を受けられない。医療も受けられないといった具体的な場所に行かなければならない健常者の方々に向けた社会の作り方を、その場所に行かなくても手元で何でもできる誰にとっても優しいインクルーシブな社会の実現を目指している。

ケ データ連携基盤整備事業

先端的区域データ活用事業活動の実施を促進するため、互換性の確保や必要なセキュリティ対策を講じた上で移動・物流等の分野におけるオープンデータ等を連携するためのデータ連携基盤を運用している。

コ データ連携による革新的なサービスの創出

必要なとき、必要な場所へあらゆる移動手段を提供することを目指し、パーソナルモビリティやコミュニティモビリティをシームレスにつなぐ「つくばMaaS」の実現に向けて取り組んでいる。

(3) 取組の内容と成果について（インターネット投票）

ア 現状と課題

つくば市では投票率の現状を客観的に見た場合に課題が3つあると捉えている。

- ・若年層の投票率低下
- ・様々な理由で行きたくてもいけない

- ・投票所での投票が困難

これらの課題の中で特に「投票所での投票が困難」という課題解決に向けて対応をしている。

イ これまでの実績

2018年～2020年度の3年間、技術検証を実施。

- ・2018年度 ブロックチェーン、マイナンバーカードを活用したインターネット投票
- ・2019年度 ブロックチェーン、マイナンバーカード、顔認証技術を活用したインターネット投票
- ・2020年度 デジタルIDを活用したインターネット投票

茨城県立並木中等教育学校・生徒会選挙での実施

2022年度には、つくば市全域の中でスーパシティの優先する地域限定で、マイナンバーカードを持っている方を対象に14,000人規模の模擬住民投票を実施。技術的な問題はなく、投票された方にアンケートを取ったところ、85%の方からインターネット投票に好意的な意見をいただいた。

ウ つくば市が提案するインターネット投票の流れ

1. 投票を希望する人にユニークなコードを発行
2. コードを利用して投票画面へログイン
3. マイナンバーカードで厳正な個人認証
4. 候補者を選択し、投票する
5. 投票結果は暗号化し、投票者情報と切り離して分散管理する
6. 投票の秘密を保持したまま正確に集計

主なポイントとして「本人確認とセキュリティ確保」、「公正、信頼性の確保」、「利便性の確保」の仕組み作りが重要である。

エ 規制の特例措置の案と技術的対策

インターネット投票の実施に際し、規制となるものが主に3つある。

- ・公職選挙法 第44条 選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。
- ・公職選挙法 第46条 選挙人は投票所において、**投票用紙**に当該選挙の公職の候補者一人の氏名を**自署**して、これを投票箱に入れなければならない。
- ・公職選挙法 第37、38条各選挙ごとに、**投票管理者**、**投票立会人**を置く。

オ インターネット投票の「しくみ」について

①厳正な本人確認

インターネット投票においても、厳正な本人確認手段としてマイナンバーカードを利用する。さらに、顔認証等の生体認証を追加することで、なりすましや偽造が困難になる。

②公正性の担保

インターネット投票の期間としては、期日前投票期間のみ投票できることとし、期間中は何回でもやり直し（上書き）が可能。仮に期日前の終了直前に強要等をされた場合にもインターネットでの投票を無効化してもらうことで、当日投票（投票用紙による投票のみ）ができるようにすることで公正性を担保する。

③投票の秘密保持

通常のアナログ選挙の投票の際と同様に投票者の匿名性が担保される必要があり、インターネット投票においても投票用匿名IDを設けるなどして、システム上でも同様の仕組みを構築している。また、集計については、選挙前に集計プログラムのソースコードを第三者が検証し、処理の妥当性を確認。集計時には、上記確認時から改ざんがないことを確認の上、実行する。集計結果については、管理者だけが知っている秘密鍵を使用することで、集計結果だけがわかるようにしている。

カ 今後の展開・投票環境向上の取組

公職選挙における投票環境の向上を図るなかで「場所」から「人」へ選択肢を開けることを基本とし、インターネット投票の実現に向けて取り組んでいるが、様々な公職選挙法の規制の問題があり、現状は難しい。インターネット投票の実現に向け、現行法上のなかでできることを検討し、一つ目のステップとして自宅付近で投票することができる「オンデマンド型移動期日前投票所」の実証を実施。実施にあたり、総務省へ確認したところ、現行法上においても、投票所の住所を告示することで可能であるとの解釈を得ることができた。

今後、二つ目のステップでは電磁的記録式投票の範囲が移動投票所のみ実施可能となった場合に「オンデマンド型移動期日前投票所」を発展させ、投票を「紙」から「電子」へと移し、このようなステップを踏みながら、最終的にインターネット投票の実現につながるよう取組を進めていく。

キ インターネット投票に関するつくば市議会との調整状況

令和4年度に2回程度、議会に対し勉強会を実施。以降も継続的に実施しており、概ねインターネット投票に関して理解を得ている。一部「移動支援のタクシー券を

配布したほうが良いのではないか」といったような意見もある。

【主な質疑応答】

Q 実証実験（模擬住民投票）を行った際のテーマはなにか。

A 一つは、架空の候補者について実施。もう一つは、市内の研究機関に係る「ゆるキャラ」の人気投票を行った。

Q インターネット投票について技術的には確立されているのか。

A 技術については、自信はあるが、制度だけが壁となっている。市民の関心も高く、やってみるとすごく簡単である。

総務省が立会人のいない選挙は郵便投票以外、特例として認めていない。立会人のいない選挙をもう一つ作るには、国会の各党各会派の議論が必要であるとの見解を示す。このことについて、議論を起こすには、エストニアの先例にもあるようにインターネット投票をしたからといって、若者の投票行動は変わらないことを理解してもらい、技術的な面も含め勇気を出して議論をしていただきたいと思っている。

Q 下関市では人口が減少している。行政職員の減少も考えられる。デジタルの活用は、市民サービスの向上を図ることが大きな目的としてあると思うが、他方で、行政機能の維持を考えた時にデジタルの活用は必須であると思う。

そのなかで、高齢者の方が目的があればスマホの扱い方を知りたくなったというような行動変容があったとのことだが、それによって市の窓口に来る人が減ったのか。

A 窓口の人数が減ったかどうかまでは分からない。恐らく減っているのではないかと思う。

Q 職員の業務について思い切ってデジタルに移行すべきものはあるか。

A RPA、AI-OCRの活用はもちろんのこと、職員がデジタルに慣れる必要があるので、デジタル人材を育てる研修を職層ごとに実施している。

Q 高齢者の固定電話による投票については検討されているか。

A 選挙の4原則（普通、平等、秘密、直接）に照らし合わせると、本人確認と投票の秘密のところで難しいのではないかと思う。

Q インターネット投票を本格的に実施するにあたり、地方の議会として後押しとなることは何か。

A 国会で議論を起こすために、いろいろなところで「インターネット投票について検討してほしい」というような声を上げてもらうことが大切。

Q 模擬投票等を実施されていると思うが、システムや技術を共有させていただくことは可能か。

A 委託事業者に仕様書を作って委託しているものなので、仕様書をお見せすることは可能。

Q デジタル・デバイドの解消についてどのようにお考えか。

A 10年経てば解消される面も大きいと思うが、課題というのは待ったなしのものが多いため、10年待ってくださいとは言えないので、スマートフォンを何とか使えるようになってもらいたいと思っている。



つくば市視察：河野総務委員長挨拶



つくば市視察：集合写真

3. 個別避難計画の策定について

4. 防災先進都市を目指す取組について

【茨城県常総市】（人口 約6万1千人 面積 123km²）

県の南西部に位置し、中央を鬼怒川、東を小貝川が流れ、田園地帯を形成。東部の低地部は広大な水田地帯で、西部は丘陵地。製造業では、4つの工業団地が造成され多業種が立地。なかでも汎用機械器具製造業や食品製造業等の比率が高い。農業では米を中心に栽培し、白菜の産出額は全国上位。常総ニュータウンの一部を構成する住宅都市でもある。

【出席者等】

常総市

石井 副市長（元下関市都市整備部長）

防災危機管理課

吉原 課長、粕田 課長補佐、鈴木 課長補佐兼危機管理監、草間 係長

常総市議会

坂巻 議長、議会事務局 安田 局長、大滝 庶務係長

【調査概要】

常総市役所の委員会室において、視察の冒頭、坂巻議長から、続いて石井副市長から挨拶をいただき、河野委員長の答礼後、所管部局から防災の取組について説明を受け、

質疑応答を行った。

1. 防災先進都市を目指す取組について

(1) 平成27年9月関東・東北豪雨災害の概要

ア 常総市の地勢

【人口】60,934人（外国人6,553人）

【世帯】26,124世帯（外国人3,710世帯）

※令和6年4月1日現在

【面積】約124km² 南北 約20km、東西 約10km

市内中央に鬼怒川、つくば市との境に小貝川が流れる。

イ 氾濫状況

台風17号と18号が日本列島に接近し、18号が低気圧に変わった影響で、南から湿った空気が流れ込み、9月10日から11日にかけて栃木県に線状降水帯が発生。日光市五十里では最大24時間降水量551mmを記録（当時の観測史上1位の降水量）。

平成27年9月10日常総市若宮戸で鬼怒川が溢水、同日午後常総市三坂町で鬼怒川堤防左岸が約200mにわたって決壊し、市の1/3（約40km²）が浸水。

ウ 被害状況

人的被害

※災害関連死を含む

死亡※	重症	中等症	軽傷	行方不明
15人	3人	21人	20人	0人

住家被害

全壊	大規模半壊	半壊	床上浸水	床下浸水	合計
53件	1,591件	3,519件	193件	2,508件	7,864件

ピーク時の避難者数

	避難所数	人数
市内	26か所	4,501人
市外	13か所	1,722人
合計	39か所	6,223人

(2) 防災先進都市の実現への取組み

ア 鬼怒川緊急対策プロジェクト（ハード面）

国、茨城県、鬼怒川下流部の7つの市町（結城市、下妻市、常総市、守谷市、筑西市、つくばみらい市、八千代市）が主体となり、ハード・ソフトを一体化した緊急的な治水対策を実施。

堤防決壊後、すぐに緊急復旧工事を行い、着手から2週間で応急復旧が完了。本復旧工事については、翌年1月から着手し、出水期前の5月末日に堤防が完成。

イ 被災に伴い判明した課題への対応について

当時、地域防災計画に「災害対策本部を置く」のみ記載しており、実際に災害対策本部をどこに置くのか、どういう役割で対策をするのか決めていなかった。改めて、見直しを行い「職員災害時初動対応マニュアル」を作成し、「設置場所（大会議室）」及び各班のレイアウトを明確化した。

ウ まるごとまちごとハザードマップ

水害の教訓を若い世代に引き継ぐため、想定される浸水深の普及を図り防災意識を高めることで、被害を最小限にとどめることを目的として、市内主要道路等の一部の電柱に洪水時に想定される浸水の深さの最大値を看板とテープで標示。

※平成30年4月に洪水ハザードマップ（A1）を全戸配布。

エ 災害情報伝達システムの整備

災害が発生した際の市民への情報伝達手段を整備した。

- ・防災行政無線
- ・防災ラジオ
- ・避難所開設状況アプリ
- ・登録制メール配信
- ・エリアメール
- ・SNS連携

オ みんなでタイムラインプロジェクト

住民一人一人が自分自身に合った避難に必要な情報・判断・行動を把握し、「自分の逃げ方」を手に入れることを目的とした「みんなでタイムラインプロジェクト」のモデル地区に選ばれ、住民参加の検討会「マイ・タイムライン検討会」を平成28年度から実施している。

カ 防災教育・訓練

水害以降、毎年9月初旬（9月10日「常総市防災の日」を制定）に市内小中学校一斉防災教育を実施し、「マイ・タイムラインづくり」、「ワークショップ」、

「防災マップづくり」などを行うことにより、自ら考え行動し、地域で助け合う心を学んでいる。

その他、遊びながら防災について学ぶことができる「防災スポーツ」を令和3年度から実施している。

キ 地域防災力の強化（防災士の育成）

災害に強いまちづくりを推進するため、防災士の養成を促進。防災士資格取得にかかる受講料や登録料などの費用の全額を市で補助している。

（資格取得者：240名 令和6年4月現在）

2. 個別避難計画の策定について

(1) これまでの取組の現状について

令和2年度に既存の「避難行動要支援者名簿」に掲載されている掲載者（9,501人）に対し、民生委員やケアマネジャー協力の下、個別避難計画の様式を渡し、試行的に作成。その後、法改正に伴い令和3年5月に個別避難計画の作成が努力義務と位置づけられることとなった。

令和3年度の取組みとしてまず、優先度の考え方を整理し、計画作成手法の再検討を行った。続けて、令和4年度には地域ケア会議による計画作成、名簿掲載要件の精査、計画作成アプリの開発を行った。その後、令和5年度に避難行動支援者名簿の管理・個別避難計画作成ができるシステムの構築、個別避難計画作成に係る個人情報の外部提供が本人（又は要支援者）から拒否の申し出（「逆手上げ」）がない限り、平常時から関係者に提供できるよう、条例の改正を行った。

【主な質疑応答】

Q 現在、個別避難計画は何人作成できているのか。

A 作成希望850人、作成済350人程度。

Q 条例改正を行っているが、「逆手上げ」をした人はいるのか。

A 2,300人に対して通知を送り、180人が個人情報の平常時からの外部提供について拒否をされている。

Q 福祉避難所は何か所あるのか。

A 指定福祉避難所は2か所。

Q 指定福祉避難所はホームページ上で公開しているのか。

A 公開している。

Q 防災士連絡協議会は市がつくったのか。

A 市と防災士が共同でつくり、市が事務局を担っている。予算は特にない。

Q 避難行動要支援者が9,500人（令和3年1月現在）いるが、どのように絞った

のか。

- A 真に支援が必要な方のみへと絞り込みを行った（以前は元気な65歳以上の方が多く含まれていた）。
- Q 避難等支援実施者は2人か。
- A 個別避難計画の様式の中では2人分枠を設けている。
- Q 避難等支援実施者にボランティア保険のようなものはあるのか。
- A 民間が取り扱う保険がある。市で予算を取って加入はしていない。
- Q 避難等支援実施者用のマニュアルや勉強会はあるのか。
- A 特段行っていない。個別要件が違うため一律的なマニュアル作成が難しい。
- Q 豪雨の際に15名が亡くなっているが、逃げ遅れなのか。
- A 直接死は2人、残りの13人は災害関連死。
- Q 避難時の直接呼びかけはされているのか。
- A 防災無線による呼びかけはしている。
- Q 個別避難計画の更新の定義、更新に対する委託料はどのようにお考えか。
- A 年に1回は更新をするべきであると考えている。委託料に関しては、計画の作成及び更新に委託料を支払うこととしている。
- Q 計画作成アプリの有用性についてはいかがか。
- A アプリは予算の都合もあり、現状運用ができていない。
- Q 福祉専門職の方へ個別避難計画作成の必要性等について勉強会や説明会等は行っているのか。
- A 意識の醸成という観点からいくつか実施している。主には、福祉のほうで主催している地域ケア会議での説明やNHKがやっている「地域ミーティング」という事業で必要性の再認識をしている。また、大学の先生を招聘し、福祉事業所に対しての意識醸成も行っている。
- Q 庁内連携はどのような取組をしているのか。
- A 事業所への委託契約の際に福祉部局に間に入ってもらうなどの連携はしている。
- Q 指定福祉避難所の開設実績はあるのか。
- A 令和元年に指定福祉避難所とは別に普段デイサービスで使っている施設を緊急ショートステイという形で避難させた実績はある。
- Q 避難等支援実施者が同行した場合に、避難する際に事故等が想定されると思うが、常総市あるいは国のガイドライン、今後の法改正についてのお考えと、避難時の事故に備えた保険についてどこまで担保されているのかお伺いしたい。
- A 保険については、金額的な面で設定されている。また、事故等が起きた場合の避難支援等支援実施者に対する損害賠償請求については、過失とは捉えられにくいのではないかと考えている。実際に損害賠償請求されたケースを聞いたことはない。
- Q 9年前の豪雨以降、河川氾濫等の災害はあったか。

- A 内水氾濫、一部床下浸水などはあったが、大規模な災害はない。
- Q 災害から年数が経ち、記憶が薄れてくると思うが、現状の避難率はどうなのか。加えて、避難率向上のために取り組まれていることは何かあるのか。
- A 情報伝達に関しては、早めにするようにしている。被災した経験がある地区にいる方々の意識は高いと思う。
- Q 福祉部門との人事交流の必要性は感じられているか。
- A 防災部門、福祉部門それぞれ所管の情報しか入ってこないため、有効であると思う。
- Q ケアマネジャーに業務を委託し、個別避難計画を作成することによって、関係性を深く築けることになった等の声はあるか。
- A 災害の際に安否確認をケアマネジャーにお願いすることになるため、あらかじめ個別避難計画を作成しておくことが、今後のために役立つという話を事前に行っている。
また福祉事業所のBCP作成と個別避難計画の作成は関連性があるため、福祉事業所としてやるべきこと、という話をしている。



常総市視察：石井副市長挨拶



常総市視察：議場